

平成22年9月

滋賀県議会定例会議案

目 次

	頁
議第91号 平成22年度滋賀県一般会計補正予算（第3号）	1
議第92号 平成22年度滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算 （第1号）	13
議第93号 平成22年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）	16
議第94号 平成22年度滋賀県病院事業会計補正予算（第1号）	21
議第95号 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案	23
議第96号 滋賀県中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例案	24
議第97号 滋賀県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例案	25
議第98号 滋賀県税条例の一部を改正する条例案	26
議第99号 滋賀県救護施設の設置および管理に関する条例を廃止する条例案	27
議第100号 滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部を改正する条例案	28
議第101号 滋賀県養護老人ホームの設置および管理に関する条例および滋賀県立 特別養護老人ホームの設置および管理に関する条例を廃止する条例案	29
議第102号 滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例の一部を改正 する条例案	30
議第103号 滋賀県立アーチェリー場の設置および管理に関する条例を廃止する条 例案	31
議第104号 滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例の一部 を改正する条例案	32
議第105号 平成21年度滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算の認定を求 めることについて	33
議第106号 平成21年度滋賀県病院事業会計決算の認定を求めることについて	34
議第107号 平成21年度滋賀県工業用水道事業会計決算の認定を求めることについ て	35
議第108号 平成21年度滋賀県上水道供給事業会計決算の認定を求めることについ て	36
議第109号 契約の締結につき議決を求めることについて（琵琶湖流域下水道湖南 中部浄化センター2号炉更新工事）	37
議第110号 財産の譲渡につき議決を求めることについて	38
議第111号 財産の譲渡につき議決を求めることについて	39
議第112号 財産の譲渡につき議決を求めることについて	40
議第113号 権利放棄につき議決を求めることについて	41
議第114号 権利放棄につき議決を求めることについて	42
議第115号 権利放棄につき議決を求めることについて	43

議第116号	行政代執行費用等に係る損害賠償請求訴訟の和解につき議決を求める ことについて.....	44
議第117号	彦根市と愛荘町との境界変更につき議決を求めることについて.....	46
議第118号	県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を 定めることにつき議決を求めることについて.....	47
議第119号	国および県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担 すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて.....	50
議第120号	流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定 めることにつき議決を求めることについて.....	52
議第121号	関西広域連合規約につき議決を求めることについて.....	54

一般会計補正予算

議第91号

平成22年度滋賀県一般会計補正予算（第3号）

平成22年度滋賀県の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,556,661千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 500,174,014千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加および変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加および変更は、「第4表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

平成22年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
8 分担金及び負担金		千円 4,121,726	△ 千円 17,209	千円 4,104,517
	1 分 担 金	2,351,859	14,311	2,366,170
	2 負 担 金	1,769,867	△ 31,520	1,738,347
10 国庫支出金		50,959,410	145,497	51,104,907
	1 国庫負担金	35,116,795	△ 85,784	35,031,011
	2 国庫補助金	13,421,270	209,113	13,630,383
	3 委 託 金	2,421,345	22,168	2,443,513
11 財産収入		4,474,701	34,600	4,509,301
	1 財産運用収入	813,300	34,600	847,900
12 寄 附 金		60,501	35,948	96,449
	1 寄 附 金	60,501	35,948	96,449
13 繰 入 金		24,771,187	3,439,574	28,210,761
	1 特別会計繰入金	2,269,342	45,922	2,315,264
	2 基金繰入金	22,501,845	3,393,652	25,895,497
15 諸 収 入		42,720,972	120,451	42,841,423
	4 受託事業収入	1,323,881	△ 41,951	1,281,930
	7 雑 入	2,737,826	162,402	2,900,228
16 県 債		98,239,500	△ 202,200	98,037,300
	1 県 債	98,239,500	△ 202,200	98,037,300
歳 入 合 計		496,617,353	3,556,661	500,174,014

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 政策調整費		千円 11,766,938	千円 1,276,293	千円 13,043,231
	1 企画調整費	9,846,352	1,277,594	11,123,946
	2 防災費	1,920,586	△ 1,301	1,919,285
3 総務費		23,652,624	2,044,086	25,696,710
	1 総務管理費	13,200,379	70,692	13,271,071
	3 市町振興費	3,149,778	1,900,653	5,050,431
	4 選挙費	1,536,073	72,741	1,608,814
4 県民文化生活費		5,499,262	836	5,500,098
	2 文化費	2,638,067	836	2,638,903
5 琵琶湖環境費		19,213,074	151,979	19,365,053
	2 環境費	3,592,460	30,130	3,622,590
	3 下水道費	3,544,486	883	3,545,369
	4 森林林業費	9,522,822	120,966	9,643,788
6 健康福祉費		78,612,421	2,245	78,614,666
	1 社会福祉費	36,176,290	△ 163,312	36,012,978
	2 児童福祉費	14,313,680	194,907	14,508,587
	3 生活保護費	1,192,119	3,878	1,195,997
	5 公衆衛生費	21,403,287	18,182	21,421,469
	8 医薬費	3,153,066	△ 51,410	3,101,656
7 商工観光労働費		31,298,977	40,090	31,339,067
	1 商工業費	4,130,573	4,190	4,134,763

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 中小企業費	21,917,471 ^{千円}	△ 9,100 ^{千円}	21,908,371 ^{千円}
	4 労政費	3,762,436	45,000	3,807,436
8 農政水産業費		17,450,626	7,922	17,458,548
	1 農業費	4,835,889	85,322	4,921,211
	3 農地費	10,117,096	△ 87,025	10,030,071
	4 水産業費	932,091	9,625	941,716
9 土木交通費		47,099,147	△ 14,264	47,084,883
	1 土木交通管理費	7,225,344	—	7,225,344
	2 道路橋りょう費	24,557,828	△ 52,947	24,504,881
	3 河川費	7,589,497	5,294	7,594,791
	4 港湾費	837,255	—	837,255
	5 砂防費	3,382,084	20,672	3,402,756
	6 都市計画費	1,233,433	1,500	1,234,933
	7 公園費	535,263	11,141	546,404
	8 建築費	788,697	76	788,773
10 警察費		28,611,598	29,785	28,641,383
	1 警察管理費	26,392,893	18,826	26,411,719
	2 警察活動費	2,218,705	10,959	2,229,664
11 教育費		128,256,190	17,689	128,273,879
	7 社会教育費	1,557,623	17,689	1,575,312
歳出合計		496,617,353	3,556,661	500,174,014

第2表 繰越明許費

議第91号
平成22年度滋賀県一般会計補正予算(第3号)

款	項	事業名	金額
9 土木交通費	3 河川費	補助河川災害関連事業費	73,000 ^{千円}
12 災害復旧費	3 土木交通施設災害復旧費	補助土木施設災害復旧事業費	310,000
合 計			383,000

第3表 債務負担行為補正

1 追加

番号	事 項	期 間	限 度 額
80	補助治山事業	平成23年度	63,000千円
81	緊急地方道路整備事業 (国道303号)	平成23年度	22,000千円
82	緊急地方道路整備事業 (国道365号)	平成23年度	170,000千円
83	緊急地方道路整備事業 (国道367号)	平成23年度	265,000千円
84	緊急地方道路整備事業 (国道422号) (大石東バイパス)	平成23年度	20,000千円
85	緊急地方道路整備事業 (大津信楽線)	平成23年度	20,000千円
86	緊急地方道路整備事業 (下鴨大津線)	平成23年度	40,000千円
87	緊急地方道路整備事業 (平野草津線)	平成23年度	48,000千円
88	緊急地方道路整備事業 (木之本長浜線)	平成23年度から 平成24年度まで	340,000千円
89	緊急地方道路整備事業 (伊香立浜大津線)	平成23年度	160,000千円

番号	事 項	期 間	限 度 額
90	緊急地方道路整備事業 (安養寺入町線)	平成23年度	9,000千円
91	緊急地方道路整備事業 (丁野虎姫長浜線)	平成23年度	60,000千円
92	緊急地方道路整備事業 (大浦沓掛線)	平成23年度	50,000千円
93	緊急地方道路整備事業 (湖東三山インター線)	平成23年度から 平成24年度まで	300,000千円
94	道路補修事業	平成23年度	364,000千円
95	補助広域河川改修事業 (葉山川)	平成23年度から 平成25年度まで	1,620,000千円
96	補助広域河川改修事業 (日野川)	平成23年度	300,000千円
97	補助広域河川改修事業 (長命寺川)	平成23年度	110,000千円
98	単独河川改良事業	平成23年度	135,000千円
99	みずべ・みらい再生事業	平成23年度	100,000千円
100	補助砂防総合流域防災事業 (北谷川)	平成23年度	75,000千円
101	補助砂防総合流域防災事業 (宮の谷川)	平成23年度	60,000千円

議第91号 平成22年度滋賀県一般会計補正予算(第3号)

番号	事 項	期 間	限 度 額
102	補助急傾斜地崩壊対策事業 (中 村 地 区)	平成23年度	30,000千円
103	補助急傾斜地崩壊対策事業 (集 福 寺 地 区)	平成23年度	88,000千円
104	補助都市計画街路事業 (長浜駅宮司七条線)	平成23年度	40,000千円
105	受 託 建 築 事 業	平成23年度	45,860千円
106	補助土木施設災害復旧事業	平成23年度	60,000千円

2 変 更

番号	事 項	補 正 前		補 正 後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
19	県営経営体育成基盤 整備事業	平成23年度	160,000千円	平成23年度	175,000千円
26	緊急地方道路整備事業 (国道 307 号)	平成23年度	80,000千円	平成23年度	100,000千円
27	緊急地方道路整備事業 (国道 421 号)	平成23年度から 平成24年度まで	700,000千円	平成23年度から 平成26年度まで	1,650,000千円
28	緊急地方道路整備事業 (国道 422 号)	平成23年度	60,000千円	平成23年度	135,000千円
34	緊急地方道路整備事業 (草津守山線)	平成23年度	60,000千円	平成23年度	120,000千円

番号	事 項	補 正 前		補 正 後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
42	緊急地方道路整備事業 (白谷野口線)	平成23年度	40,000千円	平成23年度	60,000千円
43	緊急地方道路整備事業 (宇治田原大石東線)	平成23年度	150,000千円	平成23年度から 平成24年度まで	330,000千円
45	補助河川総合流域防 災事業 (三 明 川)	平成23年度から 平成26年度まで	560,000千円	平成23年度から 平成26年度まで	660,000千円
56	補助通常砂防事業 (堀 切 川)	平成23年度から 平成25年度まで	284,000千円	平成23年度から 平成25年度まで	395,000千円

議第91号 平成22年度滋賀県一般会計補正予算(第3号)

第4表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
警察施設整備事業費	千円 5,600	普通貸借または証券発行	10.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から5年以内据え置き、50年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、または繰上償還を行うことができる。
計	5,600			

2 変更

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
治山事業費	千円 587,300	千円 602,600
単独治山事業費	10,800	25,800
介護施設等施設整備事業費	666,200	473,800
県営かんがい排水事業費	377,700	396,900
県営経営体育成基盤整備事業費	521,100	481,700
県営農道整備事業費	25,400	24,000
県営中山間地域総合整備事業費	116,900	80,600
県営みずすまし事業費	12,600	20,100
県営農地防災事業費	361,800	319,900

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
道路改築事業費	852,700 ^{千円}	782,500 ^{千円}
踏切除却事業費	152,300	—
橋りょう長寿命化促進事業費	8,000	—
地方道路等整備事業費	8,946,600	8,759,400
単独道路改良事業費	748,800	1,164,600
広域河川改修事業費	1,232,800	1,101,400
総合流域防災事業費	1,098,700	1,096,500
住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業費	209,600	346,900
河川環境整備事業費	143,800	145,800
単独河川改良事業費	21,300	44,800
港湾改修事業費	12,200	10,300
単独砂防事業費	100,000	122,400
都市計画街路事業費	59,900	58,600
都市公園事業費	112,300	118,300
市街地再開発事業費	39,400	33,500
計	98,239,500	98,031,700

議第91号
平成22年度滋賀県一般会計補正予算(第3号)

特別会計補正予算

議第92号

平成22年度滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度滋賀県の母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 205,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

平成22年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 11,043	千円 15,000	千円 26,043
	1 一般会計繰入金	11,043	15,000	26,043
2 繰越金		74,249	△ 8,412	65,837
	1 繰越金	74,249	△ 8,412	65,837
3 諸収入		75,008	△ 3,988	71,020
	1 貸付金元利収入	74,815	△ 3,988	70,827
4 県債		13,000	30,000	43,000
	1 県債	13,000	30,000	43,000
歳入合計		173,300	32,600	205,900
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 健康福祉費		千円 173,300	千円 32,600	千円 205,900
	1 母子および寡婦福祉資金貸付事業費	173,300	32,600	205,900
歳出合計		173,300	32,600	205,900

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
母子寡婦福祉資金貸付金	13,000 ^{千円}	43,000 ^{千円}
計	13,000	43,000

議第92号 平成22年度滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

議第93号

平成22年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成22年度滋賀県の流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ266,996千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,167,996千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

平成22年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 9,267,891	△ 千円 79,788	千円 9,188,103
	1 負担金	9,267,891	△ 79,788	9,188,103
3 国庫支出金		4,000,175	△ 165,044	3,835,131
	1 国庫負担金	4,000,175	△ 165,044	3,835,131
5 繰入金		3,663,221	883	3,664,104
	1 一般会計繰入金	3,395,313	883	3,396,196
6 繰越金		1,457,057	592,095	2,049,152
	1 繰越金	1,457,057	592,095	2,049,152
7 諸収入		7,255	50	7,305
	1 受託事業収入	4,733	50	4,783
8 県債		2,476,300	△ 81,200	2,395,100
	1 県債	2,476,300	△ 81,200	2,395,100
歳入合計		20,901,000	266,996	21,167,996

議第93号
平成22年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)

歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 琵琶湖環境費		千円 15,829,408	△	千円 303,987	千円 15,525,421
	1 流域下水道費	7,490,081	△	325,099	7,164,982
	2 流域下水道管理費	8,339,327		21,112	8,360,439
3 諸支出金		905,011		570,983	1,475,994
	1 諸支出金	905,011		570,983	1,475,994
歳 出 合 計		20,901,000		266,996	21,167,996

第2表 債務負担行為補正

追加

番号	事項	期間	限度額
11	湖西処理区包括的維持管理業務	平成23年度から 平成25年度まで	1,370,000千円
12	高島処理区包括的維持管理業務	平成23年度から 平成25年度まで	825,000千円

議第93号 平成22年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)

第3表 地方債補正

変 更		
起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
流域下水道建設事業費	1,618,700 ^{千円}	1,537,500 ^{千円}
計	2,476,300	2,395,100

企業会計補正予算

議第94号

平成22年度滋賀県病院事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 平成22年度滋賀県の病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入および支出)

第2条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 991,000千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資本的収入		千円 2,585,000	千円 5,096	千円 2,590,096
	3 補 助 金	—	5,096	5,096

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資本的支出		千円 3,576,000	千円 5,096	千円 3,581,096
	1 建設改良費	1,960,670	5,096	1,965,766

(債務負担行為)

第3条 債務負担行為の追加は、次のとおりとする。

事 項	期 間	限 度 額
精神医療センター病院整備事業 (医療観察病棟整備)	平成23年度	45,860千円

上記の議案を提出する。

平成22年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

条 例 案

議第95号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第1条から第3条までの規定中「間」を「間および知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成22年滋賀県条例第 号）の施行の日から平成23年3月31日までの間」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成22年10月31日までの間（以下「調整期間」という。）の知事および副知事の給料額は、改正後の第1条および第2条の規定にかかわらず、調整期間についてこれらの規定による給料月額により算定した場合の給料額から、同年7月20日から施行日の前日までの間（以下「暫定期間」という。）に支給される給料額から暫定期間についてこれらの規定による給料月額により算定した場合の給料額を減じた額に相当する額を減じた額とする。ただし、当該減じた額が零を下回った場合は、零とする。
- 3 前項ただし書に規定する場合における平成22年11月1日から同月30日までの間の知事および副知事の給料額は、改正後の第1条および第2条の規定にかかわらず、同月1日から同月30日までの間についてこれらの規定による給料月額により算定した場合の給料額から、暫定期間に支給される給料額から暫定期間についてこれらの規定による給料月額により算定した場合の給料額を減じた額に相当する額（前項の規定により既に減じた額を除く。）を減じた額とする。

議第96号

滋賀県中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例

滋賀県中山間地域等直接支払基金条例（平成12年滋賀県条例第114号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成22年10月30日から施行する。

議第97号

滋賀県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例

滋賀県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成15年滋賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国民健康保険事業」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第68条の2第1項に規定する広域化等支援方針（以下「広域化等支援方針」という。）の作成、広域化等支援方針に定める施策の実施その他国民健康保険事業」に、「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の2」を「同法第68条の3」に改める。

第6条を次のように改める。

（処分）

第6条 知事は、次に掲げる場合に限り、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

- (1) 広域化等支援方針の作成および広域化等支援方針に定める施策の実施に要する経費に充てる場合
- (2) 国民健康保険事業の運営の広域化に係る貸付金の貸付けおよび交付金の交付を行う場合
- (3) 国民健康保険の財政の安定化に係る貸付金の貸付けを行う場合

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第98号

滋賀県税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第23条の4中「第2条の3の2第1項」を「第2条の3の8第1項」に改める。

第38条の6の2第2項中「第32条の3」を「第32条」に改める。

付則第15条中「平成23年1月31日」を「平成28年1月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の4の改正規定は、平成23年1月1日から施行する。

議第99号

滋賀県救護施設の設置および管理に関する条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年 9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県救護施設の設置および管理に関する条例を廃止する条例

滋賀県救護施設の設置および管理に関する条例（昭和45年滋賀県条例第16号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成23年 4月 1日から施行する。

議第100号

滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県認定こども園の認定に関する条例（平成18年滋賀県条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表3の項(8)中「満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、幼保連携型認定こども園または幼稚園型認定こども園の認定を受けようとする場合であって」を削り、「ときは、当該」を「場合にあつては、満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、認定こども園の」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第101号

滋賀県養護老人ホームの設置および管理に関する条例および滋賀県立特別養護老人ホームの設置および管理に関する条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県養護老人ホームの設置および管理に関する条例および滋賀県立特別養護老人ホームの設置および管理に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 滋賀県養護老人ホームの設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第35号）
- (2) 滋賀県立特別養護老人ホームの設置および管理に関する条例（昭和50年滋賀県条例第11号）

付 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第18号から第22号までを次のように改める。
(18) から (22) まで 削除

議第102号

滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例（昭和57年滋賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表を次のように改める。

区 分		金 額	
		午 前	午 後
		午前8時30分から 午後零時30分まで	午後1時から午後 5時まで
エアライフル 射撃場	中学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体が生徒を対象に使用する場合	円 8,240	円 8,240
	その他の場合	14,800	14,800
スモールボアライフル射撃場	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）等またはこれらに関係のある団体が生徒を対象に使用する場合	12,600	12,600
	その他の場合	22,700	22,700

別表第2項の表中「400」を「720」に、「500」を「900」に改める。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

議第103号

滋賀県立アーチェリー場の設置および管理に関する条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立アーチェリー場の設置および管理に関する条例を廃止する条例

滋賀県立アーチェリー場の設置および管理に関する条例（平成6年滋賀県条例第21号）は、廃止する。

付 則

- 1 この条例は、平成22年11月1日から施行する。
- 2 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第69号から第73号までを次のように改める。

(69) から (73) まで 削除

別表第23から別表第27までを次のように改める。

別表第23から別表第27まで 削除

別表第29注3中「国民の祝日に関する法律」の右に「（昭和23年法律第178号）」を加える。

議第104号

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例（平成8年滋賀県条例第44号）
の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「1,430,000」を「1,640,000」に、「75,000」を「86,000」に、「99,000」を「114,000」に、「124,000」を「143,000」に、「713,000」を「820,000」に、「814,000」を「936,000」に、「42,000」を「48,000」に、「57,000」を「66,000」に、「70,000」を「81,000」に、「407,000」を「468,000」に、「695,000」を「799,000」に、「102,000」を「117,000」に改め、別表第2項中「1,490円」を「1,710円」に改め、同表第3項中「680円」を「780円」に改める。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

そ の 他 の 議 案

議第105号

平成21年度滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

平成21年度滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
平成21年度滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算は、別冊決算書のとおりであるので、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、滋賀県監査委員の意見を付
けて認定を求める。

議第106号

平成21年度滋賀県病院事業会計決算の認定を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

平成21年度滋賀県病院事業会計決算の認定を求めることについて

平成21年度滋賀県病院事業会計決算は、別冊のとおりであるので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、滋賀県監査委員の意見を付けて認定を求めらる。

議第107号

平成21年度滋賀県工業用水道事業会計決算の認定を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

平成21年度滋賀県工業用水道事業会計決算の認定を求めることについて

平成21年度滋賀県工業用水道事業会計決算は、別冊のとおりであるので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、滋賀県監査委員の意見を付けて認定を求める。

議第108号

平成21年度滋賀県上水道供給事業会計決算の認定を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

平成21年度滋賀県上水道供給事業会計決算の認定を求めることについて

平成21年度滋賀県上水道供給事業会計決算は、別冊のとおりであるので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、滋賀県監査委員の意見を付けて認定を求め

る。

議第109号

契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

- 1 契約の目的 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター2号炉更新工事
- 2 契約金額 2,635,500,000 円
- 3 契約の相手方 大阪市中央区備後町四丁目1番3号
株式会社神鋼環境ソリューション大阪支社
支社長 竹 内 徹

議第110号

財産の譲渡につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

財産の譲渡につき議決を求めることについて

次のように財産を譲渡することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議決を求める。

財産の種類、数量および譲渡予定価格

- | | |
|-------------|---------------------|
| 1 財産の種類 | 建 物 |
| 2 譲 渡 面 積 | 延床面積 3,666.37平方メートル |
| 3 譲渡予定価格 | 無 償 |
| 4 譲 渡 の 目 的 | 救護施設 |

(参 考)

財産の所在地	滋賀県蒲生郡日野町大字松尾
契約の相手方	滋賀県大津市京町四丁目3番28号 社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団 理事長 北 岡 賢 剛

議第111号

財産の譲渡につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

財産の譲渡につき議決を求めることについて

次のように財産を譲渡することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議決を求める。

財産の種類、数量および譲渡予定価格

- | | |
|---------------|-----------------------|
| 1 財産の種類 | 建 物 |
| 2 譲 渡 面 積 | 延床面積 10,812.17 平方メートル |
| 3 譲 渡 予 定 価 格 | 無 償 |
| 4 譲 渡 の 目 的 | 養護老人ホームおよび特別養護老人ホーム |

(参 考)

財産の所在地 滋賀県長浜市加田町、内保町、近江八幡市安土町中屋および蒲生郡日野町大字小御門

契約の相手方 滋賀県大津市京町四丁目3番28号
社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団
理事長 北 岡 賢 剛

議第112号

財産の譲渡につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

財産の譲渡につき議決を求めることについて

次のように財産を譲渡することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議決を求める。

財産の種類、数量および譲渡予定価格

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 財産の種類 | 建 物 |
| 2 譲 渡 面 積 | 延床面積 250.53平方メートル |
| 3 譲渡予定価格 | 無 償 |
| 4 譲 渡 の 目 的 | 愛荘町社会体育施設 |

(参 考)

財産の所在地	滋賀県愛知郡愛荘町松尾寺
契約の相手方	滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地 愛荘町長 村 西 俊 雄

議第113号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

権利放棄につき議決を求めることについて

県内公立病院等の小児科、産科または麻酔科の診療等に従事した者に係る滋賀県専門研修医研修資金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

- 1 貸付けの相手方 滋賀県近江八幡市

- 2 金 額 2,400,000 円

議第114号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

権利放棄につき議決を求めることについて

県内医療機関等に就職した者に係る県立看護師等養成所授業料資金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

- 1 貸付けの相手方 滋賀県守山市
ほか85人

- 2 金 額 70,851,600円

(参 考)

259,200円×	3人＝	777,600円
518,400円×	5人＝	2,592,000円
601,200円×	3人＝	1,803,600円
684,000円×	2人＝	1,368,000円
824,400円×	2人＝	1,648,800円
860,400円×	55人＝	47,322,000円
901,800円×	2人＝	1,803,600円
943,200円×	10人＝	9,432,000円
1,026,000円×	4人＝	4,104,000円

議第115号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

権利放棄につき議決を求めることについて

滋賀県病院事業の診療、検査等に関する費用に係る請求権を放棄することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

納入義務者および金額

番号	納入義務者	金額	参 考
1	滋賀県野洲市	円 367,720	平成11年度から平成13年度までの診療、検査等に関する費用
2	京都市伏見区	605,980	平成11年度から平成12年度までの診療、検査等に関する費用
3	滋賀県守山市	628,460	平成11年度の診療、検査等に関する費用
4	滋賀県近江八幡市 地14	954,280	平成12年度の診療、検査等に関する費用
5	滋賀県守山市 5号	401,140	平成14年度の診療、検査等に関する費用
6	滋賀県甲賀市	990,233	平成16年度の診療、検査等に関する費用
7	滋賀県守山市 103号	211,550	平成21年度の診療、検査等に関する費用
8	滋賀県大津市	385,722	平成16年度から平成17年度までの診療、検査等に関する費用

議第116号

行政代執行費用等に係る損害賠償請求訴訟の和解につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

行政代執行費用等に係る損害賠償請求訴訟の和解につき議決を求めることについて

滋賀県は、行政代執行費用等に係る損害賠償請求を提起し、その判決に係る控訴を受けた損害賠償請求控訴事件（大阪高等裁判所平成22年（ネ）第96号）について、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第89条の規定に基づき、次のとおり和解を行うことにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求める。

1 控訴人の住所、氏名

番号	住 所	氏 名
1	滋賀県大津市	
2	滋賀県大津市	
3	滋賀県大津市	
4	滋賀県大津市	
5	滋賀県大津市	

2 和解の要旨

- (1) 控訴人らは連帯して（ただし、控訴人面村および控訴人松澤は、7,000,000円の限度で連帯して）、滋賀県に対して、和解の席上、9,500,000円を支払う。
- (2) 滋賀県は、滋賀県を債権者、控訴人塩谷を債務者とする不動産仮差押命令（大津地方裁判所平成19年（ヨ）第97号）の申立てを取り下げる。
控訴人塩谷は、同仮差押命令申立事件の担保金4,000,000円（大津地方法務局平成19年度金第561号）の取消しに同意し、担保取消決定に対する即時抗告権を放棄する。
- (3) 滋賀県は、控訴人らに対するその余の請求を放棄する。
- (4) 控訴人らと滋賀県との間および控訴人ら相互間で、本件に関し、本和解条項に定めるほか債権債務がないことを確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

(参 考)

滋賀県は、滋賀県大津市荒川地先において河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定に違反し、琵琶湖岸を不法占用していた松の浦観光株式会社に対して、平成18年に行政代執行を実施したが、同社は行政代執行費用を納付できる状況にないため、取締役の任務懈怠を理由に、上記1表の5名に対し、大津地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起した。

平成21年12月1日に第一審判決が言い渡されたが、この判決を不服とする上記1表の5名全員が、大阪高等裁判所に控訴し、訴訟が継続していたものである。

議第117号

彦根市と愛荘町との境界変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年 9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

彦根市と愛荘町との境界変更につき議決を求めることについて

滋賀県彦根市と滋賀県愛知郡愛荘町との境界の一部を次のとおり変更することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定に基づき、議決を求める。

彦根市に編入する区域

愛知郡愛荘町長野字六反地1343の2、1344の2、1345の2、1346の2、1347の2、1348の2、字鯉橋1353の2、1354の2及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに彦根市肥田町字古川60、字井ノ上104、105に隣接する愛荘町の道路、水路である公有地の一部

愛知郡愛荘町に編入する区域

彦根市肥田町字古川59の2、60の2、60の3、字井ノ上170の2、170の3、字友田1198の2、1198の3、1199の2、1200の2、字加久呂1261の2、1262の2、1263の2、1264の2、1265の2、1266、1267の2、1268の2、1269の2、1270の2、1271の2、字位田1272の2、1273の2、1274の2、1282の2、1283の2、1286の2、1287の2、1288の2、1291の2、1292の2、1293の2、1294の2、1295の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字友田1192から1197まで、野良田町字仙入4の2、5の2、6の5に隣接する道路、水路である公有地の全部、肥田町字位田1296の地先の水路である公有地の全部

議第118号

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を
求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議
決を求めることについて

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定に基づき、平成22年度において県の
行う次の建設事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決
を求める。

事 業 名	関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額
補 助 林 道 事 業	長 浜 市	1,407,000 ^円
	米 原 市	4,717,000
	計	6,124,000
県 営 経 営 体 育 成 基 盤 整 備 事 業	彦 根 市	2,715,000
	長 浜 市	10,207,000
	東 近 江 市	3,000,000
	計	15,922,000
県 営 農 道 整 備 事 業	東 近 江 市	4,290,000
	計	4,290,000
県 営 中 山 間 地 域 総 合 整 備 事 業	長 浜 市	7,700,000
	高 島 市	9,804,000
	東 近 江 市	400,000
	計	17,904,000
県 営 み ず す ま し 事 業	守 山 市	4,192,000
	東 近 江 市	3,656,000
	計	7,848,000
県 営 農 村 振 興 総 合 整 備 事 業	長 浜 市	7,692,000
	計	7,692,000
単 独 道 路 改 築 事 業	大 津 市	34,246,600

議第118号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

議第118号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額
	彦根市	6,662,800 ^円
	長浜市	9,605,400
	近江八幡市	16,025,400
	草津市	13,376,000
	守山市	5,975,200
	栗東市	10,435,800
	甲賀市	28,490,600
	野洲市	12,415,000
	湖南市	3,520,000
	高島市	11,259,300
	東近江市	13,831,350
	米原市	1,759,950
	日野町	7,920,000
	竜王町	2,640,000
	愛荘町	4,197,600
	甲良町	924,000
多賀町	2,481,900	
	計	185,766,900
補助急傾斜地崩壊対策事業	大津市	14,408,100
	長浜市	5,927,900
	近江八幡市	8,250,000
	多賀町	1,800,000
		計
補助急傾斜地総合流域防災事業	大津市	2,841,200
	彦根市	1,894,200
	長浜市	5,017,600
	栗東市	5,682,400
	高島市	6,724,200
	米原市	4,735,400
		計
補助都市計画街路事業	長浜市	21,487,500
		計
緊急地方道路(街路)整備事業	彦根市	14,181,750
	草津市	101,250,000

事業名	関係市町名	負担すべき金額
	守山市	84,579,300 ^円
	甲賀市	30,082,500
	計	230,093,550
単独都市計画街路事業	大津市	2,919,900
	長浜市	528,000
	草津市	4,000,200
	守山市	2,919,900
	東近江市	1,022,100
	計	11,390,100
都市公園事業	野洲市	5,260,100
	計	5,260,100
ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。		

議第119号

国および県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

国および県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第10項および同法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき、平成22年度において国および県の行う次の土地改良事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額
国営かんがい排水事業	近江八幡市	314,000 ^円
	東近江市	4,632,797
	日野町	6,100,568
	竜王町	5,015,558
	計	16,062,923
県営かんがい排水事業	彦根市	19,782,000
	長浜市	11,542,000
	近江八幡市	2,483,000
	草津市	44,231,000
	守山市	13,602,000
	栗東市	1,276,000
	甲賀市	10,539,000
	野洲市	24,862,000
	湖南市	8,764,000
	高島市	38,136,000
	東近江市	2,279,000
	米原市	161,000
	日野町	2,770,000
竜王町	2,281,000	

事業名	関係市町名	負担すべき金額
	計	182,708,000 ^円
県営経営体育成基盤整備事業	彦根市	4,604,000
	長浜市	80,056,000
	近江八幡市	4,207,000
	湖南市	4,918,000
	東近江市	23,202,000
	米原市	21,587,000
	愛荘町	88,000
	計	138,662,000
県営農道整備事業	湖南市	10,572,000
	計	10,572,000
県営中山間地域総合整備事業	彦根市	7,031,000
	長浜市	4,945,000
	甲賀市	3,705,000
	高島市	878,000
	東近江市	5,711,000
	計	22,270,000
県営農村振興総合整備事業	長浜市	2,194,000
	計	2,194,000
県営農地防災事業	彦根市	12,336,000
	甲賀市	61,820,000
	野洲市	1,400,000
	高島市	1,365,000
	東近江市	731,000
	米原市	9,378,000
	計	87,030,000
ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。		

議第120号

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求
めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決
を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、平成22年度において県の
行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めること
につき、議決を求める。

関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額
大 津 市	77,339,829 円
彦 根 市	226,036,251
長 浜 市	251,426,624
近 江 八 幡 市	42,313,629
草 津 市	72,278,701
守 山 市	102,423,349
栗 東 市	107,420,111
甲 賀 市	70,126,201
野 洲 市	42,880,076
湖 南 市	57,607,711
高 島 市	7,483,500
東 近 江 市	107,684,253
米 原 市	69,565,495
日 野 町	28,152,441
竜 王 町	22,318,032
愛 荘 町	54,152,368
豊 郷 町	14,725,040

関係市町名	負担すべき金額
甲 良 町	16,376,447 円
多 賀 町	16,376,447
計	1,386,686,505

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

議第121号

関西広域連合規約につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年9月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

関西広域連合規約につき議決を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の規定に基づき、関西広域連合を設置するにあたり必要な規約について、同法第291条の11の規定に基づき、議決を求める。

関西広域連合規約

（広域連合の名称）

第1条 この広域連合は、関西広域連合（以下「広域連合」という。）という。

（広域連合を組織する地方公共団体）

第2条 広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

（広域連合の区域）

第3条 広域連合の区域は、構成団体の区域とする。

（広域連合の処理する事務）

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 広域（構成団体である2以上の府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。）にわたる防災、観光及び文化の振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画並びに広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く。）の策定及び実施に関する事務
- (2) 広域にわたる防災に関する事務（感染症のまん延その他自然災害以外の緊急事態に関する事務を含む。）のうち、次に掲げるもの
 - ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下本号において「法」という。）第48条第1項に規定する防災訓練に関する事務
 - イ 法第49条に規定する防災に必要な物資及び資材の備蓄に関する事務
 - ウ 災害が発生した場合における防災に係る事務の実施に対する支援及び調整に関する事務

- エ 防災に資するための人材の育成に関する事務
 - オ 感染症のまん延その他自然災害以外の緊急事態に係る構成団体間の連携及び調整に関する事務
 - カ 防災に係る調査研究に関する事務
- (3) 観光及び文化の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの
- ア 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）に規定する通訳案内士に係る登録等に関する事務のうち、同法第19条から第27条まで及び第32条（第1項を除く。）から第34条までに規定する事務
 - イ 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号。以下本号において「法」という。）に規定する外客来訪促進計画に関する事務のうち、次に掲げるもの
 - (ア) 法第4条（第3項を除く。）に規定する外客来訪促進計画の策定及び実施に関する事務
 - (イ) 法第4条第1項第3号に規定する観光経路の設定に関する事務
 - ウ 法に規定する地域限定通訳案内士に係る試験及び登録に関する事務のうち、法第14条（第1項を除く。）から第20条まで（法第24条で準用する場合を含む。）に規定する事務
 - エ 観光旅客の来訪を促進する事業に関する事務で広域にわたるもの
 - オ 観光に係る統計調査の研究に関する事務で広域にわたるもの
 - カ 観光に係る案内表示の基準の統一に関する事務で広域にわたるもの
- (4) 広域にわたる産業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの
- ア 産業に係る情報の共有、研究開発等における構成団体間の連携に関する事務
 - イ 構成団体が設置した技術支援機関の連携に関する事務
 - ウ 地域産業資源を活用した新商品、役務の提供等の紹介及び宣伝に関する事務
 - エ 新たな事業分野の開拓を図る者に対する支援に関する事務
- (5) 医療の確保に関する事務のうち、次に掲げるもの
- ア 救急医療用ヘリコプター（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号。以下本号において「法」という。）第2条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。以下同じ。）に関する事務のうち、次に掲げるもの
 - (ア) 法第6条に規定する関係者の連携に関する事務
 - (イ) 法第8条第1項に規定する補助に関する事務
 - (ウ) 救急医療用ヘリコプターの運航に関する事務（(ア)及び(イ)に掲げるものを除く。）で広域にわたるもの
 - イ 救急医療用ヘリコプターの配置及び運航区域の設定に関する事務で広域にわたるもの
 - ウ 医療に係る構成団体間の連携に係る調査研究及び実施に関する事務で広域にわたるもの
- (6) 広域にわたる環境の保全に関する事務のうち、次に掲げるもの

- ア 温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の総量の削減に関する事務
- イ 野生鳥獣の保護及び管理に関する事務
- (7) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する准看護師、調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師及び製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務のうち、次に掲げるもの
- ア 保健師助産師看護師法第8条、第9条、第11条、第12条第4項及び第5項、第13条第2項、第14条（第1項を除く。）、第15条第2項及び第16項から第18項まで、第15条の2第2項、第4項及び第5項、第18条、第22条第4号並びに第25条に規定する事務
- イ 調理師法第3条第1項、第3条の2（第3項及び第4項を除く。）、第4条から第5条の2（第3項を除く。）まで及び第6条に規定する事務
- ウ 製菓衛生師法第3条、第4条第1項及び第2項並びに第5条の2から第8条までに規定する事務
- (8) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条の規定に基づく研修のうち、広域的な見地から構成団体の職員に対し合同して行う研修の実施に関する事務
- (9) 前各号に掲げる事務のほか、広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画及び調整に関する事務
- 2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号（同項第2号、第4号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号、第4号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあつては鳥取県に係るものを、同項第1号（同項第7号に掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第7号に掲げる事務にあつては徳島県に係るものを除くものとする。
- 3 広域連合は、第1項各号に掲げる事務のほか、国の行政機関の長の権限に属する事務のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の2第1項の規定に基づき、広域連合が処理することとされる事務（広域連合の区域外の事務であつて、法令の定めるところにより広域連合が処理することとされるものを含む。）を処理する。
- （事務の追加）
- 第5条 広域連合は、前条第1項各号に掲げる事務のほか、構成団体の事務のうち、広域にわたり処理することが適当であると認めるものについて、構成団体の議会の議決を経て必要な規約の変更を行い、追加して処理するものとする。
- 2 広域連合は、前条第3項に規定する事務を処理しようとするときは、あらかじめ構成団体と協議を行うものとし、当該事務を処理することとされたときは、必要な規約の変更を行うものとする。
- 3 広域連合は、地方自治法第291条の2第4項の規定に基づき国の行政機関の長に対し当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部を広域連合が処理

するよう要請する場合にあつては、あらかじめ構成団体と協議を行うものとする。

(広域連合が作成する広域計画の項目)

第6条 広域連合が作成する広域計画(地方自治法第284条第3項に規定する広域計画をいう。以下同じ。)には、次に掲げる項目について記載するものとする。

- (1) 第4条第1項各号及び第3項並びに前条第1項に規定する事務の処理に関連して広域連合及び構成団体が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第7条 広域連合の主たる事務所は、大阪市内に置く。

(広域連合の議会の定数)

第8条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、20人とする。

(広域連合議員の選挙の方法)

第9条 広域連合議員は、構成団体の議会の議員のうちから、構成団体の議会において選挙する。

2 前項の規定により構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、それぞれの構成団体について1人に、次の各号に掲げる構成団体の区分に応じ、当該各号に定める人数を加えた人数とする。

- (1) 人口(地方自治法第254条に規定する人口をいう。以下本項において同じ。)250万未満の構成団体 1人
- (2) 人口250万以上500万未満の構成団体 2人
- (3) 人口500万以上750万未満の構成団体 3人
- (4) 人口750万以上の構成団体 4人

3 前2項の議会における選挙については、地方自治法第118条の規定の例による。

(広域連合議員の任期)

第10条 広域連合議員の任期は、構成団体の議会の議員としての任期による。ただし、後任者が就任する時まで在任する。

2 前項の規定にかかわらず、広域連合議員が、構成団体の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があつたとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかに選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第11条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第12条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長1人を置く。

2 広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、副広域連合長がその職務を代理する。

3 広域連合長は、第15条第1項に規定する広域連合委員会の委員にその事務の一部を分掌させることができる。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第13条 広域連合長は、構成団体の長のうちから、構成団体の長が投票により選挙する。

2 広域連合長が欠けたときは、前項の規定により、速やかに選挙しなければならない。

3 副広域連合長は、広域連合長が広域連合長以外の構成団体の長のうちから選任する。

(広域連合の執行機関の任期)

第14条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、2年とする。

2 広域連合長及び副広域連合長が構成団体の長でなくなったときは、同時にその職を失う。

(広域連合委員会の設置等)

第15条 広域連合の運営に当たって必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、広域連合に構成団体の長を委員とする合議機関として関西広域連合委員会（以下「広域連合委員会」という。）を置く。

2 広域連合長は、広域連合の施策に係る重要事項に関する基本方針及び処理方針について広域連合委員会に諮るものとする。

3 広域連合委員会の委員の任期は、当該構成団体の長としての任期による。

4 広域連合委員会に委員長を置き、広域連合長をもって充てる。

5 広域連合委員会に副委員長を置き、副広域連合長をもって充てる。

6 委員長は、広域連合委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 広域連合長は、広域連合に関する事務を効果的に推進するため、広域連合と密接な連携を図ることが必要と認める地方公共団体（以下「連携団体」という。）の長を、協議の上、指定し、広域連合委員会へ出席を求め、その意見を聴取することができる。また、連携団体の長は、委員長の承認を得て、広域連合委員会に出席し、意見を述べることができる。

9 広域連合長は、広域連合委員会の意見に基づき、必要な措置を講じなければならない。

(広域連合協議会の設置)

第16条 広域連合に、広域にわたる課題その他必要な事項について幅広く意見を聴取するため、地方自治法第292条において準用する同法第138条の4第3項に規定する附属機関として、関西広域連合協議会を置く。

(選挙管理委員会)

第17条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもって組織する。

3 選挙管理委員は、構成団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会において選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第18条 広域連合に、監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任されるものにあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(補助職員)

第19条 第12条に定める者のほか、広域連合に会計管理者その他の必要な職員を置く。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第20条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1) 構成団体の負担金

(2) 事業収入

(3) 前2号に掲げる収入以外の収入

2 前項第1号に掲げる負担金の額は、別表により広域連合の予算において定めるものとし、別表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の中欄に定める負担する構成団体ごとに、それぞれ同表の右欄に定める負担割合により按分する。

3 第4条第2項の規定の適用を受ける構成団体については、前項及び別表の規定にかかわらず、その負担金の額を減額することができる。この場合における負担金の額の算出の方法については、別に定める。

4 第1項第2号及び第3号に掲げる収入のうち、構成団体の負担すべき金額に充てるべき収入がある場合の構成団体の負担金の額は、前2項及び別表の規定にかかわらず、当該収入を第1項第1号に掲げる負担金の一部とみなして、前2項又は別表により算出した金額から当該収入の金額を控除して得た額とする。

(規則への委任)

第21条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

(検討)

2 第4条第3項又は第5条第1項の規定により事務を処理しようとする場合であつて、当該事

務の処理により、住民の生活に大幅な影響を及ぼし、又は広域連合の体制を強化する必要があると認められるときは、広域連合の議会の構成、執行機関の組織、経費の支弁の方法等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(広域連合の処理する事務に係る経過措置)

- 3 広域連合長が定める日までの間における第4条第1項第3号ア、第5号ア及び第7号に規定する事務は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に関する事務の準備行為とする。
- 4 広域連合長が定める日までの間における第4条第1項第5号アに規定する事務は、同号アの規定にかかわらず、京都府、兵庫県及び鳥取県の区域において運航されるものに限るものとする。

(負担金の徴収に係る経過措置)

- 5 平成22年度における第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出についての同条第2項及び別表の適用については、同表(備考を除く。)中「受講者数割」とあるのは、「均等割」とする。
- 6 広域連合長が定める日までの間における第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出についての同条第2項及び別表の適用については、同表備考2中「提出した者の住所のある構成団体ごとの総数」とあるのは、「構成団体に提出した者の総数」とする。ただし、これにより難しい場合は、別に広域連合長の定めるところによる。

別表(第20条関係)

経費の区分		負担する構成団体	負担割合
総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	均等割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県	受験者数割 10分の10
事業費	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合
	第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	人口割 10分の10
	第4条第1項第3号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5
	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	京都府、兵庫県及び鳥取県	人口割 10分の5 利用実績割 10分の5
費	第4条第1項第5号イ及びウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10

第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県	受験者数割 10分の10
第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受講者数割 10分の10

備考

- 1 この表において「均等割」とは、構成団体の数の割合をいう。
- 2 この表において「受験者数割」とは、当該年度前の3箇年度においてそれぞれの試験に係る受験願書（これに相当するものを含む。）を提出した者の住所のある構成団体ごとの総数の割合をいう。
- 3 この表において「人口割」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の人口（第4条第1項第5号アに規定する事務にあつては、構成団体の区域のうち救急医療用ヘリコプターが運航される区域であつて別に定めるものに係る当該年の4月1日現在における構成団体の人口に相当する人口として官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づいて算定した人口）の割合をいう。
- 4 この表において「宿泊施設数割」とは、統計法（平成19年法律第53号）附則第12条の規定により同法第19条第1項の承認を受けた一般統計調査とみなされる宿泊旅行統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の宿泊施設の総数の割合をいう。
- 5 この表において「事業所数割」とは、統計法第2条第4項に規定する基幹統計である工業統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の従業者10人以上の事業所の総数の割合をいう。
- 6 この表において「利用実績割」とは、当該年度において構成団体が救急医療用ヘリコプターを利用した回数の割合をいう。
- 7 この表において「受講者数割」とは、当該年度において研修を受けた構成団体の職員の数の割合をいう。